

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成22年 3 月 1 日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ並びに施政方針説明
- 日程第 5 議案第 2 号 愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4 号 愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5 号 愛西市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第10号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第10 議案第14号 市道路線の廃止について
- 日程第11 議案第15号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第16号 平成21年度愛西市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第13 議案第17号 平成21年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第14 議案第18号 平成21年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第15 議案第19号 平成21年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第16 議案第20号 平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第17 議案第21号 平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第18 議案第22号 平成22年度愛西市一般会計予算について
- 日程第19 議案第23号 平成22年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第20 議案第24号 平成22年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第25号 平成22年度愛西市老人保健特別会計予算について
- 日程第22 議案第26号 平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第27号 平成22年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第28号 平成22年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第25 議案第29号 平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第30号 平成22年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第27 陳情第 1 号 民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情について
- 日程第28 陳情第 2 号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情について

- 日程第29 陳情第3号 「永住外国人への地方参政権付与法に反対」の意見書の提出を求める陳情について
- 日程第30 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第31 議案第6号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第32 議案第7号 海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第33 議案第8号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第34 議案第9号 海部地区環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第35 議案第11号 海部地区急病診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第36 議案第12号 海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第37 議案第13号 海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第38 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（29名）

1番	大島一郎君	2番	前田芙美子君
3番	鷺野聡明君	5番	日永貴章君
6番	吉川三津子君	7番	榎本雅夫君
8番	岩間泰彦君	9番	田中秀彦君
10番	村上守国君	11番	真野和久君
12番	鬼頭勝治君	13番	八木一君
14番	近藤健一君	15番	小沢照子君
16番	後藤和巳君	17番	堀田清君
18番	加藤和之君	19番	古江寛昭君
20番	大島功君	21番	大宮吉満君
22番	永井千年君	23番	黒田国昭君
24番	中村文子君	25番	加藤敏彦君
26番	加賀博君	27番	宮本和子君

28番 佐藤 勇 君
30番 柴田 義 継 君

29番 太田 芳 郎 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 管 理 者	伊 藤 忠 俊 君
総 務 部 長	水 谷 洋 治 君	企 画 部 長	石 原 光 君
収 納 担 当 部 長	水 谷 正 君	教 育 部 長	藤 松 岳 文 君
経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君	上 下 水 道 部 長	飯 田 十 志 博 君
市 民 生 活 部 長	加 藤 久 夫 君	福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君
消 防 長	水 野 仁 司 君	学 校 教 育 課 長	山 田 喜 久 男 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	服 部 秀 三	議 事 課 長	伊 藤 浩 幹
書 記	田 尾 武 広		

午前10時00分 開会

○議長（加賀 博君）

御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

本日の出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年3月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、27番・宮本和子議員、28番・佐藤勇議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、平成22年2月19日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る平成22年2月19日に委員全員と正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は、本日3月1日から3月23日までの23日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。以上で報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より23日までの23日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって会期は、本日より23日までの23日間と決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。  
最初に、海部地区水防事務組合議会議員の鷺野聰明議員、お願いいたします。

○3番（鷺野聰明君）

それでは、海部地区水防事務組合の諸般の報告をさせていただきます。

平成22年第1回定例会が2月9日、津島児童科学館で行われました。

別紙参照をお願いします。

付議事件といたしまして、議案第1号：専決処分の承認を求めることについて。（愛知県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約）

議案第2号：海部地区水防事務組合理約の一部の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について。

議案第3号：平成22年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出予算について。一般会計歳入歳出予算につきましては、予算総額2,973万2,000円でございます。

続いて人事案件ですが、議案第4号：監査委員の選任につき同意を求めることについて。（識見を有する者を選出）河原操、愛西市監査委員さんでございます。

議案第1号から議案第4号まで、それぞれ全員賛成にて全議案が可決となりましたので、御報告させていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（加賀 博君）

次に、海部地区急病診療所組合理約議会議員の前田芙美子議員、お願いします。

○2番（前田芙美子君）

海部地区急病診療所組合の報告をさせていただきます。

平成22年2月16日、海部地区急病診療所において、平成22年第1回定例会が行われました。

付議事件としまして、議案第1号：平成21年度海部地区急病診療所組合一般会計補正予算（第2号）について。補正額3,683万6,000円、補正後の予算総額1億6,218万8,000円であります。全員賛成で可決されました。

議案第2号：平成22年度海部地区急病診療所組合一般会計予算について。予算総額1億4,870万円、全員賛成で可決されました。

次に、議案第3号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。全員賛成で可決されました。以上で報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

次に、海部地区環境事務組合理約議会議員の加藤敏彦議員、お願いいたします。

○25番（加藤敏彦君）

海部地区環境事務組合理約議会の報告をします。

平成22年2月22日、津島の新聞センターにおいて、平成22年第1回海部地区環境事務組合理約議会定例会が開催されました。

付議事件は2件で、議案第1号として、平成21年度海部地区環境事務組合理約一般会計補正予算

(第3号)について。補正額は2億3,303万7,000円、総額43億3,893万5,000円で、全員賛成で可決されました。

議案第2号：平成22年度海部地区環境事務組合一般会計予算について。歳入歳出の予算総額は46億7,538万5,000円で、全員賛成で可決されました。平成22年度の予算は、前年度比で1億1,672万7,000円の増額となっておりますが、これは、塩田センター施設解体工事が始まるため、平成22年度の予算が2億9,822万円、平成23年度が2億9,465万円で、2ヵ年で解体工事が行われます。平成22年度の愛西市の負担金は7億8,059万5,000円となっております。

あと資料として、経過報告とごみ焼却炉談合訴訟の三菱重工業株式会社に対する損害賠償請求控訴事件についての報告がありますので、御一読ください。以上であります。

**○議長（加賀 博君）**

御苦労さまでした。

また、閉会中に総合斎苑建設調査特別委員会が開催されておりますので、委員長より報告をしていただきます。

総合斎苑建設調査特別委員長、お願いいたします。

**○総合斎苑建設調査特別委員長（太田芳郎君）**

それでは、総合斎苑建設調査特別委員会の報告をいたします。

総合斎苑建設調査特別委員会は、去る1月21日に市役所委員会室におきまして、正・副議長にも御出席いただきまして開催をいたしました。

総合斎苑建設に伴う地元要望について、理事者側より説明がありました。その内容は、西保町を含む市江学区南部には、他地区に設けられているコミュニティセンターのような集会施設も整備されていないので、この機会に総合斎苑の周辺対策として、防災コミュニティセンターを新設していただきたい要望書であることの説明がございました。

委員会の意見といたしまして、一般的に不快施設と言われる火葬場を西保町の方が受け入れていただいたので、地元民の総意である要望書を受け入れるという方向で進めていただきたい。また、交換条件として建てるというようなことは、今後の行政運営に大きな支障を来す。西保町地内に行政運営の一つとして防災センターが必要であるというのを検討して、市の全体のコミュニティと防災拠点のあり方の中でやってほしい等の意見がございました。採決の結果、賛成多数でこの要望書に基づいて前向きに検討するという方向で、当委員会といたしましては了承をいたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（加賀 博君）**

御苦労さまでした。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成21年11月から平成22年1月までに関する出納検査についての検査報告がありました。また、市長より、愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出されました。それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ並びに施政方針説明

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・市長招集あいさつ並びに施政方針説明を議題といたします。

市長、お願いします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

本日ここに平成22年3月愛西市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年度末を控え何かと御多用にもかかわらず御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本年最初の定例会に当たり、平成22年度予算案並びに関連諸議案の御審議をお願いするに際しまして、市政運営に臨む所信の一端を申し述べさせていただき、御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

先月12日から28日までの17日間にわたって、4年に一度の雪と氷の祭典、冬季オリンピックバンクーバー大会が史上最多の82ヵ国・地域から約2,500人の選手が参加し行われたところがあります。明るいニュースが少ない中で、祭典期間中、参加国がスポーツの技と友好の輪を広げ、メダルを目標に汗と涙する選手に、世界じゅうの人々が感動と興奮と声援に沸き、特にフィギュアスケート女子で、愛知県出身浅田選手のメダルの獲得は目を見張るものがあり、喜ばしい限りでありました。

さきに内閣府が発表いたしました昨年10月から12月期の国内総生産の速報値では、物価変動の影響を除いた実質で前期比1.1%増、年率換算では4.6%増となったと伝えられております。

また、個人消費や設備投資の成長率がプラスに転じ、内需の自律回復につながっていく可能性もあると指摘がされており、輸出主導の景気持ち直しが内需にも波及しつつあるとの認識が示されました。しかしながら、失業率、物価などを注視する必要があるとの警戒感も示され、雇用の不安や消費の冷え込みが解消されず厳しい状況が続くものと思われまます。

愛西市におきましても、社会経済悪化の影響を受けて、従来に増して税収減が余儀なくされるという事態であり、また国においては、政権交代によって行政刷新会議による事業仕分けが実施されるなど先行き不透明で、本市を取り巻く財政状況は依然として厳しさが予想されます。

こうした中で、平成22年度の予算編成は、財源確保や新たな財源の創出が難しい中、市民の負託にこたえるため、選択と集中の視点に基づき、事務事業の見直し及び重点化を図り、効率的な行財政運営を念頭に、予算編成作業に取り組んだところであります。

信頼・共生・協働を引き続き推進し、「人々が和み、心豊かに暮らすまち」をスローガンに、より市民目線を重視した生活課題を柱とし、市民と行政がお互いの力を発揮し、共につくり、共に支え合う地域社会を形成し、住んでよかったと思われる愛西市づくりの実現を目指してまいります。

また、平成18年10月に策定した行政改革大綱をより強固なものとするために、第1期推進計画の具体的な取り組み事項を検証し、達成度を踏まえ、平成22年度から平成25年度までを期間とする第2期の推進計画が去る2月19日に開催されました行政改革推進委員会で決定をされたところであり、引き続き、限られた財源の中で、簡素で効率的な行政運営の確立に向け、推進してまいります。

市民と行政の協働の推進のため、パブリックコメント制度導入、市民会議の設置を行ってまいりました。さらに、総合計画の施策実施に向け、ロジックモデルを活用し、成果目標に対する有効性を検証しながら、PDCAサイクルにより継続的な事業の改善と提案を目指してまいります。

昨年6月から始めました「あいさい出前講座」の活用状況ではありますが、生活習慣病の予防講座を初め8講座、16団体707名の方々に聴講いただきました。また、昨年の10月からは、毎週水曜日に市民課関係窓口業務の一部時間延長と毎月第2日曜日に市役所を一部開庁し、試行的に業務を行って市民サービスの向上に努めてきましたが、新年度においても引き続き行ってまいります。なお、申請件数並びに来庁者数など詳細につきましては、本日の全員協議会にて御報告をさせていただきます。

さて、新年度の一般会計と特別会計及び水道事業会計の予算総額は361億2,795万9,000円で、前年比6.5%の増額予算となっております。

一般会計歳入歳出総額は218億1,600万円で、骨格予算であった前年度に対し15.4%の増となりました。一般会計を主にその概要を、総合計画の基本計画における理念別に申し上げますと、「和み」として、犯罪が少なく、幾つになっても安心して平和に暮らせるまちをつくる施策で、勝幡駅周辺整備事業を引き続き進めるための実施設計委託料、海部津島土地開発公社により代行取得した事業用地の買い戻しを含め、市内道路の改良工事事業費の計上をしております。

「ゆとり」として、住みなれた地域で、心豊かにゆったりと過ごすことができるまちをつくる施策で、中学校終了までの子供1人当たり月額1万3,000円の子供手当の支給を初め、小学校6年生までに対象者拡大の条例改正をお願いいたしました子供医療費助成、愛西市誕生5周年を記念し、式典及び市の魅力を発信する手段の一つとして、マスコットキャラクターの製作費を計上いたしました。

「安心」として、地域の中でお互いが支え合い、安心して暮らせるまちをつくる施策で、学校施設耐震補強計画により小・中学校建物耐震補強工事で、4小学校、23年度完成に向け、総合斎苑建設工事及び火葬炉設置工事費などを計上しております。なお、学校施設の耐震補強工事は新年度で一応完了となります。

「快適」として、生活環境の快適性が図られ、利便性に配慮されたまちをつくる施策で、農業集落排水事業及び公共下水道事業のため特別会計への繰り出しを行い、市街化区域等に下水道を設置する管路布設等工事費を計上し、快適な住環境整備を構築する費用を計上しております。

「便利」として、仕事をしていても、年をとっても、便利に暮らすことのできるまちをつく

る施策で、庁舎整備基本計画の策定を初め、巡回バス運行事業費、NPO法人などの民間が行う放課後児童クラブ事業に運営費を助成する児童クラブ事業等補助金等を計上しております。

「健やか」として、未来に向けて、子供たちの健やかな成長を願い、その環境があるまちをつくる施策で、福祉のまちづくりに向けて支え合うことを目的としたまちづくり計画策定のために、地域福祉計画策定委託料、老朽化した学校給食佐屋センターと立田センターを統合し、最新の衛生管理基準に適合した施設としてPFI手法により整備を図る（仮称）愛西市学校給食センター整備・運営事業費などを計上いたしました。

なお、予算の詳細につきましては、概要書にまとめさせていただいたものをお手元に示させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、条例の一部改正を4議案お願いしておりますが、このうち主なものについて述べさせていただきます。

職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、昨年8月に出されました人事院勧告により、月60時間を超える時間外勤務を行った場合、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ、並びに支給割合の引き上げ分の支給にかえて代替休暇が新設されましたので、改正をお願いするものであります。

体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正につきましては、親水公園総合体育館を初め市内のスポーツ施設、プール、学校体育施設等の開放を、平成23年度から教育委員会から指定管理者による施設管理へ移行させるについて、改正をお願いするものです。

また、平成21年度一般会計・特別会計補正予算6議案をお願いしておりますが、主に国の緊急経済対策として交付されます地域活性化・きめ細かな臨時交付金に関連する事業の追加と、事業実績見込みによります内容について、それぞれ補正計上をお願いいたしました。

以上、本議会に条例の一部改正4件、規約の変更8件、市道の廃止並びに認定各1件、平成21年度補正予算6件、平成22年度予算9件、諮問1件の合計30件の多くをお願いしております。御提案申し上げております議案につきましては、それぞれ担当部長から詳細説明をさせていただきますので、各議案とも十二分に御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、開会招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第2号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第2号：愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（水谷洋治君）

ただいま上程となりました議案第2号について御説明を申し上げます。

愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）及び愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年愛西市条例第36号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、平成21年8月11日に出された人事院の国会及び内閣に対する勧告にかんがみ、月60時間を超えた時間外勤務等に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、時間外勤務代休時間を新設する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第2号：愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ということで、議案第2号の資料1をお願いしたいと思います。新旧対照表でございます。

初めに、職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係から説明をさせていただきます。

職員の給与に関する条例の第16条第3項の条文につきましては、本来第2項の規定の例外だけではなく、第1項、第2項、第4項の規定の例外にも該当をいたしますので、今回の改正において改めるものでございます。

第5項から7項につきましては、今回の改正で追加をお願いする条文でございます。

第5項につきましては、第1号の正規の勤務時間外の時間勤務の時間と、第2号の割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が1ヵ月に60時間を超えた職員に対しまして、時間外勤務手当の支給割合を、第1号については100分の150、深夜時間帯につきましては100分の175でございます。第2号につきましては100分の50に引き上げるものでございます。

第6号の関係でございますけれども、第5項において支給割合の引き上げ分について、今回の勤務時間条例改正で新設されます時間外勤務代休時間を指定され、勤務をしなかった場合、その引き上げ分の支給を要しないとするものでございます。

第7項につきましては、再任用短時間勤務職員が月に60時間を超えた場合の7時間45分に達するまでの間の勤務における第6項第1号中の割合は100分の100とする特例を規定したものでございます。

第24条でございますけれども、職員が正規の勤務時間中に勤務をしないときに、給与の減額を行わない場合といたしまして、今回新設されます時間外勤務代休時間を加えるものでございます。

続きまして、4ページの職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第2条関係の説明をさせていただきます。

今回の勤務時間条例に、第8条の2といたしまして、時間外勤務代休時間の規定を加えることによりまして、これまでの8条の2が3に、8条の3が4に繰り下がるものでございます。

なお、8条の2につきましては、先ほどの給与条例の改正でも御説明させていただきましたが、月に60時間を超える時間外勤務手当の引き上げ分の支給にかえて時間外勤務代休時間を指定できる旨を規定したものでございます。

第10条第1項、第15条第3項の改正につきましては、今回の条例改正で8条の2を追加する

ことによりまして文言の整理を行うものでございます。

お戻りいただきまして、附則をお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第3号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第3号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（水野仁司君）

それでは、議案第3号について御説明をさせていただきます。

議案第3号：愛西市火災予防条例の一部改正について。

愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、個室型店舗の避難管理として防火安全対策上、本条例を改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第3号：愛西市火災予防条例の一部を改正する条例。

愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を次のように改正する。

では、資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の改正であります。平成20年10月に発生しました大阪市浪速区の個室ビデオ店火災において、開放された各個室の戸が避難の障害となったことを踏まえ、現行条例第37条の2の次に、第37条の3として、カラオケボックスその他の個室型店舗の各個室の外開きの戸について、原則として自動的に閉鎖するものの設置を義務づけて、火災発生時における避難通路を確保しようとするものでございます。

次に、第42条は準用規定であります。個室型店舗についても準用するものでございます。

1枚戻っていただきまして、施行日につきましては、平成22年4月1日からでございます。また、経過措置といたしまして、既存の施設につきましては1年間の猶予期間を設けるものでございます。

以上でございます。よろしくようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第4号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第4号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、議案第4号について御説明をさせていただきます。

議案第4号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について。

愛西市ちびっ子広場設置条例（平成17年愛西市条例第95号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出させていただきますのは、新栄ちびっ子広場を撤去することに伴い、本条例を改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第4号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部を改正する条例。

愛西市ちびっ子広場設置条例（平成17年愛西市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表新栄ちびっ子広場の項を削るというものでございます。地元から廃止をしていただいても構わないというようなお話がございましたものですから、遊具等を撤去いたしまして、ちびっ子広場を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第5号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第5号：愛西市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは、議案第5号を説明させていただきます。

愛西市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について。

愛西市体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第80号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、指定管理者制度を導入して、体育館、スポーツ施設、プール及び学校体育施設の開放を管理するため、関係条例を改正する必要があるからでございます。

それでは、本日、資料としてお手元に配付をいたしました資料の方で御説明をしたいと思います。

今回の改正につきましては、四つの条例改正を一度に行っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

先ほど申し上げましたが、改正の理由及び目的でございますが、教育委員会の管理から指定管理者による施設の管理へ移行させるために、改正をお願いするものでございます。

親水公園体育館を核といたしまして、立田体育館、佐織体育館及び愛西市内のスポーツ施設

を一括して指定管理者により施設及び運営管理をさせまして、関係費の効率化、多様なサービスの向上、施設の有効利用など民間ノウハウの導入を進めるため、お願いするものでございます。

条例改正の内容は、下記に記載してございますが、体育館の施設及び設備の維持管理、市民の体育の向上及び普及を図るために必要な事業の計画及び実施、使用の許可、制限並びに使用許可の取り消し及び中止、使用料の減免及び不還付等でございます。対象施設といたしましては、右側に記載してございますが、体育館では、親水公園体育館、立田体育館、佐織体育館。スポーツ施設といたしましては、佐屋総合運動場、佐屋スポーツセンター、親水公園総合運動場、立田総合運動場、八開運動場、佐織総合運動場。プールにつきましては佐屋プール。学校体育施設の開放につきましては、小学校12校、中学校6校の体育館、運動場等でございます。

附則にも記載してございますが、施行日は平成22年4月1日となっております。

なお、指定管理者の導入につきましては、平成23年4月1日を予定いたしておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第10号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第10号：海部南部水道企業団規約の変更についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（飯田十志博君）

議案第10号：海部南部水道企業団規約の変更について御説明させていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、海部南部水道企業団規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、副企業長制の導入及び議会組織の見直しに伴い、海部南部水道企業団規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により協議する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、海部南部水道企業団規約の一部を改正する規約。

海部南部水道企業団規約（昭和42年海部南部水道企業団規約第1号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、議案第10号の資料としまして、海部南部水道企業団規約の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

先ほどの提案理由にもありましたように、副企業長の新設並びに組織の見直しによりまして、第5条、議会の組織につきましては、議員定数を「15人」から「11人」にし、選出区分の人数を愛西市「6人」を「4人」に、弥富市「7人」を「5人」にそれぞれ改めるものでございます。

第6条、議員の選挙につきましては、副企業長を置くのに伴いまして、「関係市村の長をもって充てるほか」を削除し、議会議員のみとするものでございます。

第8条、議員の任期につきましては、第1項では、任期を「4年」から「2年」に変更し、第2項では、副企業長を置くのに伴い、字句を変更するものでございます。

第9条、執行機関の組織及び選任の方法等につきましては、第1項に「副企業長」を追加し、第3項として「副企業長は、企業長以外の関係市村の長をもって充てる」旨の規定を追加するものでございます。

また、従前の第3項を第4項に繰り下げ、新たに「副企業長」を追加し、任期につきましても「4年」から「2年」に改めるものでございます。

次に、第5項として、「企業長及び副企業長が関係市村の長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、同時にその職を失う」旨の規定を追加するものでございます。

したがいまして、従前の第4項につきましては、第6項に改めるものでございます。

戻っていただきまして、附則といたしまして、この規約は平成22年5月10日から施行するものでございます。

なお、経過措置としまして、現に議員または企業長の職にあるものの任期につきましては、従前の規定にかかわらず、この規約の施行の日の前日までとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第14号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第14号：市道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（篠田義房君）

議案第14号：市道路線の廃止について御説明をさせていただきます。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の廃止をするものとする。本日提出、市長名。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市道の道路台帳統合化に伴う路線の再編を行うため、廃止をする必要があるからであります。

内容の説明をさせていただきます。

このたび、さきに申し上げました統合化が整いますので、その統合精査をしたものを、新たに路線認定いただくために、現在の全路線を一度廃止したいからであります。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第15号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第15号：市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○経済建設部長（篠田義房君）

議案第15号：市道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の認定をするものとする。本日提出、市長名。

提案理由としまして、この案を提出するのは、愛西市道の道路台帳統合化に伴う路線の再編を行うため、及び新たに市道路線として公共の用に供するため、認定をする必要があるからであります。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

1枚はねていただいて、議案の別紙1ページから124ページまでございますが、後ほど御確認をいただきたいと思っております。

これにつきまして、合併前から旧佐屋町、旧立田村、旧八開村、旧佐織町、4地区の道路台帳にて管理を行ってまいりましたものを、合併2年目に道路台帳統合化の検討に取り組み、その方針立て、年度計画を立てまして、平成19年度から平成21年度と3年をかけまして、愛西市道として統合すべく整備を進めてまいりました。愛西市道としての幹線道路の位置づけや、各路線の呼称等につきましては、過日の議会全員協議会で御説明申し上げたとおりでございます。また、そのほとんどがさきの議案第14号にて廃止と説明を申し上げました現在の全路線を統合精査したものを、改めて市道認定としてお願いするものであります。

そして議案の別紙、若干飛びますが、まず2ページの整理番号30番、26ページの整理番号1568から1569番、それから40ページの整理番号2361番から2362番、52ページですが、整理番号3315番、74ページになりますが、整理番号5353番から5355番、P87の整理番号6351番、P111の整理番号8307番から8310番、123ページの整理番号9327番から9329番、最後ですが、124ページの整理番号9330番から9342番までの30路線につきましては、平成21年度新たに愛西市道として認定をし、公共の用に供したいことから、あわせて今回お願いをいたしております。

なお、路線箇所につきましては、資料として路線認定図を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いをいたします。

以上、よろしくをお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第16号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第16号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第16号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ3,136万5,000円を減額いたしまして、補正後の総額を217億9,624万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、国の緊急経済対策として第2次補正予算で創設されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付対象事業についての追加と、また事業費の確定、決算見込み等精査による減額をお願いするという内容でございます。

それでは、私の方から一括して主な内容について、まず歳出から順次御説明を申し上げます。歳出の15ページ、16ページをお開きください。

最初に、1款議会費の関係でございますが、旅費及び議会だよりの印刷製本費等を精査いたしまして225万円を減額するという内容でございます。

次に、2款総務費の関係でございますが、1項総務管理費におきまして、固定資産評価審査の控訴審に係る訴訟弁護士委託料といたしまして31万5,000円を追加いたしました。また電子計算費関係におきましては、機器更新等に係る事業費の確定、また負担金等の確定によりましてそれぞれシステム保守委託料、システム借上料、また電子自治体推進協議会負担金についてそれぞれ減額をお願いしております。

基金費におきましては、各基金から生じた利子について、積立金の方へ積み立てをするという内容で追加をお願いしております。

次に17ページ、18ページをお開きください。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費の関係でございますが、予算といたしまして3億2,511万7,000円を計上いたしました。この関連につきましては、歳入の方でも交付金として計上させていただいておりますけれども、この事業に係る交付金につきましては2億1,463万7,000円、国の方から交付される予定となっております。交付対象となる事業につきましては事前に通知が来ておりまして、公共施設または公用施設の建設または修繕に係る事業だと、そして、平成22年1月1日以降に予算に計上され、実施される事業に限るという前提条件が示されております。したがって、22年度実施予定の事業を前倒して今回補正予算の方へ計上させていただいたという経緯でございます。

内容につきましては、工事費で、勝幡地域防災コミュニティセンター公共下水道接続排水管路改修工事を初めとしまして11の工事、総額にいたしまして3億714万円、またそれに関連する設計監理委託料といたしまして1,797万7,000円を計上させていただきました。先ほど申し上げました工事関係、これはいずれの工事も翌年度へ繰り越しをし、執行するという内容でございますので、よろしく願いをいたします。よって、総務費につきましては、補正額3億4,131万9,000円の追加という内容となっております。

次に19ページ、20ページをお開きください。

3款の民生費の関係でございますが、1項社会福祉費では、利用者の増加による日中一時支援費等の追加と、また事業費精査による国保特別会計、介護保険特別会計への繰出金を減額するという内容で予算の方を計上させていただいております。

2項児童福祉費の関係でございますが、これはさきにお話をした経緯がございますが、執行停止によります子育て応援特別手当に関連する経費を減額させていただいております。また一方で、22年度実施をされます子供手当に係るシステムの導入経費を追加するというような内容

で、今回補正予算の方を取りまとめさせていただいております。

なお、先ほど申しあげました子供手当に係るシステム導入経費につきましては、これも翌年度へ繰り越しをし、執行させていただくという内容のものでございます。

次に21ページ、22ページをお開きください。

3項の生活保護費の関係でございますが、これは需用費等の見込み等を精査いたしまして減額をするという内容でございます。よって、民生費関係につきましては、補正額1億3,342万2,000円の減額という補正内容でございます。

続きまして、4款衛生費でございますが、1項保健衛生費におきまして、新型インフルエンザワクチンの接種費用を初めといたしまして、予防接種、また検診委託料、総合斎苑建設に伴う関連経費について、それぞれ事業費の中身を精査させていただきまして減額をさせていただいております。よって衛生費につきましては、補正額8,035万5,000円の減額という状況になっております。

続きまして、6款の農林水産業費の関係でございますが、補正費といたしまして7,241万7,000円の減額をお願いしております。

1項農業費におきまして、単独土地改良事業費の確定による工事費の減額を初めといたしまして、県営湛水防除事業、また土地改良施設整備事業の確定により、それぞれ関連する事業費、負担金等について減額をするという内容で、今回補正の方をお願いをしております。

続きまして、8款の土木費の関係でございますが、次のページ23、24をお開きください。

1項土木管理費の関係でございますが、土木管理費におきましては道路台帳整備委託料を、また2項の道路橋梁費の関係につきましては、道路また橋梁事業に関連する測量及び登記事務、また工事費について、それぞれ事業費等の確定によりまして減額をするという内容で、今回補正の方を計上させていただいております。よって、土木費につきましては3,180万円を減額するという内容でございます。

続きまして、10款教育費の関係でございます。1項教育総務費で、教職員用のノートパソコン機器購入について、また2項小学校費、3項中学校費におきましては建物耐震補強工事、また地デジ対応テレビ、電子黒板、またパソコン教室コンピューター機器等の購入について、それぞれいずれの事業につきましても事業費がそれぞれ確定をしております関係から、このたび減額をするという内容でございます。よって教育費につきましては、補正額5,244万円を減額するという内容でございます。

以上が歳出の関係でございます。

恐れ入りますが、4ページをお開きいただきたいと思っております。前後して申しわけございません。

4ページの関係でございますが、第2表 繰越明許費の関係でございます。このたび繰越明許費の設定をお願いしております。いずれの事業につきましても、この21年度、年度内に事業完了が困難でありますことから15件、4億2,182万円を22年度に繰り越しをお願いするという内容で、今回繰越明許費の設定につきまして補正をお願いをするというものでございます。

次に、5ページをお開きください。

第3表 地方債の補正の関係でございます。これは、起債の目的、小中学校耐震補強事業ということで名称が記載してございますが、内容につきましては事業費の確定、また一方で補助金の交付等もございまして、それに伴う財源充当をしたことによりまして、借り入れ限度額を変更するというので、今回限度額の変更について地方債の補正ということでお願いをするものでございます。

以下、歳入関係につきましては、9ページから14ページにそれぞれ記載をさせていただいておりますけれども、特定財源といたしまして事業費の確定等による国・県の支出金の補正を初めといたしまして、各基金利子の追加や市債の減額についてそれぞれお願いをしております。また、一般財源の財源調整としまして、財政調整基金を減額し、収支の均衡を図っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第17号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第17号：平成21年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、上程となりました議案第17号：平成21年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出それぞれ96万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を3億296万9,000円とするものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

初めに歳入でございますけれども、ここに記載のとおり基金から生じました基金利息分96万9,000円を追加するものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

これについては歳出でございますけれども、基金利息分といたしまして96万9,000円を基金に積み立てるためをお願いをする補正でございます。

以上で議案第17号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第18号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第18号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、議案第18号について御説明をさせていただきます。

平成21年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ122万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億1,202万2,000円とするものでございます。

まず、歳出の方から説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款総務費でございますが、一般管理費の委託料9万3,000円の増額につきましては、70歳から74歳の高齢者の医療費自己負担分の1割負担が平成23年3月まで延長になったことに伴いまして、これに伴うシステムの改修費でございます。あと保険給付費、老健拠出金につきましては、交付金・補助金の額の確定に伴いまして財源の組み替えでございます。

12ページの基金積立金の利息につきましては、これは利息の確定でございます。

続きまして6ページ、7ページの歳入でございますが、こちらにつきましては、高齢者の一部負担金の1割負担の延長によります、先ほど御説明いたしましたシステム改修費の補助金51万7,000円の増額と、交付金・繰入金についての額につきましては減額でございますが、繰越金につきましては前年度の繰越額を全額計上させていただきました。

直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ27万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,906万5,000円とするものであります。これにつきましては、運営準備基金の利息を基金に積み立てるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

ここで休憩をとらせていただきます。

再開は、11時10分再開といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第19号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・議案第19号：平成21年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、平成21年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,855万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,560万7,000円とするものでございます。

歳出から御説明をさせていただきます。

11ページ、12ページをごらんください。

1款総務費でございますが、総務管理費及び2項の徴収費、それぞれ窓口用パンフレット、あるいは納付書に同封いたしますパンフレットの実績によりまして減額をさせていただくものでございます。

3款地域支援事業費でございますが、介護予防事業につきまして、事業の実績見込みを見まして減額補正をさせていただくものでございます。

4款基金積立金でございます。介護給付費準備基金積立金につきましては、前年度の精算分と基金利息の積み立てを行うものでございます。介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金につきましては、利息が当初予算を少し上回ったことによりまして増額補正でございます。

続いて歳入でございます。

7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、予防事業の減額に伴い、保険料、国庫・県費支払基金、次のページにございます一般会計繰入金など、それぞれの負担割合に応じて減額をさせていただくものでございます。

7款財産収入につきましては、当初予算以上に基金利子が見込まれることによりまして増額補正でございます。

9ページの繰入金でございますが、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金でございますが、実績見込みによる減額でございます。

繰越金につきましては9,072万1,000円を補正させていただくものでございます。前年度の繰越金でございます。

よろしく願いいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第20号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・議案第20号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

議案第20号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ2,820万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ9億5,779万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては11、12ページの歳出をごらんいただきたいと存じます。

事業費につきましては、事業の完了並びに精査に伴いまして、補助金の宅内配管整備資金保証料について、当初見込みより利用が少なかったということで減額をさせていただいております。

施設管理費の委託料につきましても精査の結果でございますが、佐屋地域の管理組合維持管理申請料につきましては1,647万1,000円の増額を、立田地域の施設維持管理委託料につきましては263万2,000円の減額をそれぞれさせていただいております。

またコミュニティ・プラント事業の施設管理費でございますが、永和台の管理組合維持管理申請料につきましても、事業精査に伴い、増額となっております。

次に、基金積立金につきましては、各組合の余剰金について追加補正を今回お願いするものでございます。

次に歳入につきましては、戻っていただきまして7、8ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入につきましても歳出と同様、事業精査に伴いまして、加入分担金並びに使用料についてそれぞれ減額となっております。維持管理分担金につきましては増額とさせていただいております。

基金預金利子、一般会計からの繰入金につきましても、事業精査によりまして、それぞれ補正をお願いするものでございます。

基金繰入金につきましては、佐屋、立田地域の基金より繰り入れをお願いするものでございます。

前年度繰越金、消費税還付金及び雑入の各組合の前年度剰余金につきましても、事業精査によりまして、それぞれ補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第17・議案第21号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・議案第21号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（飯田十志博君）

議案第21号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ4,709万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ14億6,664万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、10ページ、11ページの歳出をごらんいただきたいと存じます。

事業費につきましては、事業の精査に伴いまして、日光川下流域下水道事業の負担金の減額をさせていただいております。

補償、補填につきましても予想より補償が少なかったということで、今回減額をさせていただいております。

それから、基金積立金としまして、次年度以降の工事の進捗を進めるために、一部積み立てをさせていただくものでございますので、よろしく願いいたします。

次に歳入につきましても、戻っていただきまして8、9ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入につきましても歳出と同様、事業精査に伴いまして県補助金は増額を、基金預金利子、前年度繰越金についても確定をいたしましたので、それぞれ増額をさせていただいております。雑入の消費税還付金、工事負担金並びに下水道債につきましても、流域下水道、公共下水道、それぞれ減額をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第22号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・議案第22号：平成22年度愛西市一般会計予算についてを議題といたします。提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第22号：平成22年度愛西市一般会計予算について御説明を申し上げます。

恐れ入りますけれども、予算の主な内容につきましては、お手元に配付の当初予算概要書にて御説明を申し上げますので、その点よろしく願いを申し上げます。

その概要書の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計予算案の総額ということでお示しをさせていただいております。

平成22年度一般会計予算の総額は218億1,600万円となっております、骨格予算でありました前年度当初予算額に比べまして15.4%の増となっております。

それでは、まず歳入から順次御説明をさせていただきますので、2ページをごらんいただきたいと思っております。

まず最初に、1款市税の関係でございますけれども、これは、最初に総務部長の方から内容について御説明を申し上げますので、よろしく願いを申し上げます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、先ほど申しましたように、第1款の市税から説明させていただきます。

市税総額といたしましては69億6,127万1,000円でございます、本年度も昨年度に続きまして1億3,530万円の減額予算となっております。その内訳でございますけれども、これについては予算書でいきますと12、13ページでございますが、1項で市民税の現年課税分でございます。これにつきましては32億3,470万円の計上をしております、前年度と比較いたしますと2億3,530万円の減額となっております。減額の要因におきましては、個人分におきましては経済悪化による収入減によるものでございますし、法人分におきましては景気の後退によるものでございます。よって、所得の伸びが見込めないためにこのような計上となったわけでご

ざいます。

2項固定資産税の現年度分についてでございますけれども、32億9,867万円で、前年度と比較いたしまして1億1,190万円の増額計上をさせていただきました。増額の要因といたしましては、家屋の新・増築、並びに家屋の軽減切れなどによるものでございます。

3項軽自動車税につきましては前年並みで、4項市たばこ税につきましては、前年度と比較いたしまして減額計上をさせていただきました。

5項入湯税でございますけれども、愛知県老人休養ホーム永和荘が今年の3月で閉館となっておりますので、徴収できる施設がなくなったことによるものでございます。

企画部長より再度説明申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、恐れ入ります再度概要書の2ページをお開きいただきまして、ごらんをいただきたいと思っております。

それでは、2款の地方譲与税以降の主な増減の大きなものについて説明を申し上げます。

まず、4款の配当割交付金で前年度比33.3%の減、それから5款の株式等譲渡所得割交付金で、これも前年度と対比しまして58.8%の減と、前年に対し非常に大きな減少となっておりますけれども、これは前年度の交付実績、それと県の方で試算がされますけれども、その県の試算見込み等を参考にいたしまして計上をさせていただいたということで御理解を賜りたいと思っております。

それから、7款の自動車取得税交付金でございますけれども、これは低燃費車等、いわゆるエコカーに対する減税措置が継続されることになりました。したがって、対前年比29.2%減の1億7,000万円を見込んで計上をさせていただいたという内容でございます。

それから、8款の地方特例交付金の関係でございますが、これは自動車取得税の減収分に対する加算等がされる関係から、対前年比93.1%増の1億1,200万円を計上させていただきました。

また、9款の地方交付税の関係でございますが、これは国の出口ベースの見込み、あるいは前年度の実収入額等を勘案いたしまして、対前年比10.3%増の43億円を計上させていただいております。

次に、13款の国庫支出金の関係でございますが、これは、子ども手当給付費負担金等の増によりまして67.2%増の21億8,022万5,000円を計上させていただきました。

次に、14款の県支出金の関係につきましては、内容的には増額になっております。これは、5年に1度の国勢調査、あるいは参議院議員選挙、また県知事選挙等の執行経費等の委託金の増ということで、対前年比13.1%増の12億4,430万1,000円を計上させていただいたという内容でございます。

また、20款の市債の関係でございますけれども、これは、御案内のとおり総合斎苑建設事業を初めといたしまして、まちづくり総合支援事業等、これは勝幡駅前広場の整備事業の関係でございますが、そういった事業の借り入れということで、対前年比100.3%増の33億4,670万円

を計上させていただいたという内容でございます。

以上が歳入の主なものについて説明をさせていただきました。

次に、歳出の方の説明に入らせていただきます。

最初に総務関係、総務部長の方から順次説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、歳出について御説明をさせていただきますけれども、その前に人件費の計上について御説明を申し上げます。

人件費の計上におきましては、昨年同様、本年におきましても部単位での計上とさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、概要書4ページをお願いいたします。

1款議会費の関係でございます。総額といたしまして2億2,574万3,000円を計上させていただいております。前年度と比べまして4,545万9,000円の減額となっております。減額の要因といたしましては、議員定数の削減に伴いまして関連する項目が減額となっております関係でございます。

次に5ページ、6ページの上段をお願いいたします。

ここにつきましては、人事秘書課関係のものでございます。

2款の総務費のうち、1項で総務管理費の中の1目一般管理費でございますけれども、これにつきましては、需用費の関係でございますが、昨年度組織機構の見直しが行われまして、今回総務課から人事秘書課分について移管をしましたので、計上がしてございます。

2目秘書費でございますけれども、5周年記念式典に要します報償費、並びにVTR制作費などを計上させていただきました。

6ページをお願いいたします。

3目の文書広報費の関係でございますけれども、市勢要覧作成委託料を計上させていただいております。

次に、6ページ中段から9ページ中段までが総務課関係でございます。

まず7ページの一般管理費の中で、巡回バス及び市有バス運行委託料、これは増額となっておりますけれども、昨年と比較いたしまして、巡回バスにおきましては昨年の9月から庁舎間ルートバスがふえたということと、市有バスの関係でございますけれども、平成21年度末で職員の退職によりまして運転業務を委託に変更すると同時に、またNPO講座委託料を計上させていただきました。これにつきましては、市民の方を対象に基礎知識を習得していただくということで、今回新たに計上をさせていただきました。

6目の財産管理費でございますけれども、その中の平成20年度から整備を進めてきております公有財産管理システムの関係でございますけれども、新たに法定内公共物及び橋梁分を追加計上してございます。

8ページをお願いいたします。

市内に存在いたします普通財産の管理を行うために、草の予防の関係で防草シートの布設工事費を計上させていただきました。また、備品費におきましては、現在、佐屋、八開地区で巡回バスに使用いたしております、これは立田、八開地区につきましては既設のワゴン車の関係でございますけれども、このワゴン車の老朽化によりましてワゴン車2台分を計上させていただきました。

中段の4項につきましては選挙費でございますけれども、本年予定がされております市議会議員選挙を初めといたしまして、4選挙におきます執行費、並びに準備経費を計上させていただきました。

9ページをお願いいたします。

8項の総合支所費の中の5目の出張所費の関係でございますけれども、修繕料で市江出張所のトランスの老朽化によりまして、その更新費用を計上させていただきました。

9ページ中段から11ページ中段までの関係につきましては、安全対策課の関係でございます。

7項防災費、1目災害対策総務費の中の修繕料、昨年と比べましてかなりの増額となっておりますけれども、これにつきましては立田、佐織地区で運用をいたしております同報無線のバッテリー交換等の経費を計上させていただきました。

そのほかには、防災情報等の配信メールの関係につきましては、22年度から運用をするための委託料、また備品購入費の中でございますけれども、自主防災用備品、従来におきましては、設立時に補助金を支出いたしまして、その補助金の中から備品を購入いただいておりますけれども、本年度から備品費に変更をしたところでございます。

続きまして、再度企画部長より御説明をさせていただきます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、続きまして企画部所管の予算の主なものについて御説明を申し上げます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

まず、9目の企画費の関係でございますけれども、市制施行5周年記念事業の一環といたしまして、市内外に愛西市を広くアピールするマスコットキャラクター作成経費といたしまして、それに関連する経費、選定委員会委員報酬を初めといたしまして、キャラクター啓発用品の作成費、またデザインの委託料、それからキャラクター着ぐるみの購入費について、それぞれ予算について計上をお願いしております。また、庁舎を統合すべきといたしました庁舎検討委員会の答申を受けて、庁舎整備に係る基本計画の策定費として1,160万円もあわせて計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、12ページをお開きください。

ここでは5項の統計調査費の関係でございますが、本年10月に実施されます国勢調査に係る予算といたしまして3,052万5,000円を新たに計上させていただいております。

続きまして、ちょっと飛びますけれども14ページをお開きください。

14ページの関係でございますが、これは、情報管理課所管の電子計算費についてでございますけれども、ここで委託料の関係でございますが、電算事務委託料で対前年度と比較をいたし

まして、委託料として約1億800万円ほど増額になっておりますけれども、これは新しく基幹系システム等の改修も含めまして、その新システムに移行する経費ということで、今回ちょっと予算的には大きく伸びておりますが、その経費に係る予算という形で増額予算の方、お願いをしております。

以上が主な内容でございます。

続きまして、総務部長より再度説明を申し上げます。

○総務部長（水谷洋治君）

続いて、14ページ中段から15ページ上段につきましては、総務部所管でございます。

2項徴税費の1目税務総務費の中の市税還付金でございますけれども、2,500万円を計上させていただきました。前年度と比較をいたしまして500万円の減額でございますけれども、要因としましては、法人市民税の関係が昨年度からの景気後退によるものでございます。

続いて、1目の賦課費の不動産鑑定委託料でございますけれども、これも大幅な増額となっておりますけれども、24年度の評価がえに備えまして、鑑定評価等を実施するための委託料を計上させていただきました。

次に、土地・家屋台帳電子委託料の関係でございますけれども、国の緊急雇用の創出事業を利用いたしまして、土地及び家屋台帳の整備を図るものでございます。

以上で総務部を終わらせていただきまして、続いて福祉部長より御説明を申し上げます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、福祉部関係の主な事業について御説明をさせていただきます。

概要書の18ページをごらんいただきたいと思います。

報酬で、地域福祉計画策定委員会委員報酬、あるいは旅費、それから20ページの委託料で地域福祉計画策定委託料348万円でございますが、22、23年度で策定をいたします地域福祉計画の関係でございますが、その経費として計上をさせていただいております。

それから、19ページにまた戻っていただきますが、八開総合福祉センター管理運営委託料、こちらにつきましては老人福祉費、13節委託料の老人憩いの家及び八開デイサービスセンター管理業務を含めますが、そちらの方から一部こちらの方に移管をしております。よろしく願いいたします。

はねていただきまして20ページでございますが、中段、先ほどの地域福祉計画策定委託料の下のところですが、災害時要援護者情報データベース化及び意識調査委託料でございます。今年度から災害時要援護者情報データベースをつくっておるわけでございますが、来年度も更新等に伴う予算でございます。それから、登録されました要援護者につきましては、防災に対する備えですとか、災害が発生したときの対応といったところの意識調査を行いたいと思っております。

それから、次の21ページでございますが、扶助費、以下21ページ以降ずっと扶助費が続くわけでございますが、それぞれ実績の推移等を考慮いたしまして計上をさせていただいております。

それから、少し飛びまして27ページでございますが、生活扶助費でございます。1億3,985万6,000円、現状の受給者の状況等を見まして予算を計上させていただいております。

続いて、高齢福祉課の関係でございますが、30ページをごらんいただきたいと思います。

上から6行目でございますが、老人福祉センター管理運営委託料7,800万円でございます。こちらにつきましては、佐屋老人福祉センター、それから佐織老人福祉センターを指定管理者に委託いたします、その委託料を計上しております。

続きまして、児童福祉課の所管になりますが、32ページをごらんいただきたいと思います。

32ページの一番下のところでございます。扶助費で児童扶養手当が3,000万ほど伸びておるわけでございますが、現在、国の方で8月以降になります、父子家庭にも児童扶養手当を支給するという事で改正される予定でございますので、父子家庭分ということで、所得制限等も導入されますが、20世帯分を見込んでおります。

それから33ページでございますが、同じく中段以下のところになりますが扶助費でございます。児童手当並びに子ども手当の給付費でございます。児童手当につきましては年金の種類、所得制限、あるいは年齢、あるいは第1子、第2子ということで分類をされておりますが、児童手当を2ヵ月分計上しております。その扶助費の一番下のところにあります子供手当でございますが14億3,000万円、中学校終了までの子供さん1人当たり月額1万3,000円を支給するものでございまして、10ヵ月分を計上しております。これは支給月の関係で、児童手当が2ヵ月、22年2月、3月につきましては児童手当ということで支払いをさせていただきまして、4月以降、1月分までを子供手当の方で予算を計上しております。支払い月の関係で、児童手当が2ヵ月、子供手当が10ヵ月ということになりますので、よろしく願いいたします。

福祉部関係は以上でございまして、続きまして市民生活部長より御説明をさせていただきます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、市民生活部関係でございますが、まず保険年金課に関する部分でございます。

36ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業といたしまして、後期高齢者医療費負担分として4億3,942万6,000円の計上をさせていただきました。また、後期高齢者特別会計繰出金といたしまして1億797万2,000円を計上いたしております。

続きまして、福祉医療の子ども医療扶助費につきましては、小学校6年生まで通院助成の拡大によりまして3億4,250万円の計上をさせていただいております。

続きまして37ページ、環境課に関する部分でございますけれども、こちらの方では総合斎苑の建設費、設計監理委託料ということで新しく上げさせていただいております。委託料につきましては2,214万円、建設につきましては13億6,300万円、それに伴いまして炉の設置工事費といたしまして2億1,300万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、平成23年9月の供用開始に向けまして工事を進めてまいります。

続きまして39ページからでございますが、こちらにつきましては健康推進課に関する部分で

ございます。

まず40ページのがん検診の委託料でございますが、こちらにつきましては一定年齢に達しました女性の方の子宮頸がん、乳がん検診等を実施するという事で8,487万円を計上させていただいております。

続きまして42ページでございますが、中ほど補助金でございます。海南病院の施設整備費ということで新たに3,602万円の計上をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

また、44ページでございますが、こちらにつきましては上の方、妊婦・乳児健康診査委託料でございますが、こちらにつきましては妊婦の健診の公費負担を14回といたしまして、また健診内容も充実をされましたので、5,552万3,000円の計上となっております。よろしく申し上げます。

続きまして、経済建設部長より御説明申し上げます。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは経済建設部の所管に係る主なものについて御説明をさせていただきます。

概要書の48ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項の農業費、7目水田農業構造改革対策費におきまして、生産調整助成金として3,099万6,000円を計上いたしております。これの内訳につきましては、麦、大豆の作づけにつきましては、1反当たり1万円ということで958万円。また、その種子代ということで、同じく1反当たり2,000円で、191万6,000円。そして、加工用米ということで、1俵当たり1,500円ということで1,950万円の計上とさせていただいております。

1枚はねていただいて、50ページをお開きください。

こちらの5目農業土木費の関係につきましては、中段でございます土地改良施設整備事業補助金ということで1億3,984万8,000円を、そして、下段の方へ目を移していただきたいと思いますが、8目の排水対策費におきましては、緊急農地防災事業、また農業水利施設保全対策事業、これら二つの負担金を合わせまして2,539万7,000円の予算計上をさせていただきました。

51ページの方へお目を通していただきたいと思います。

7款商工費の1項商工費、3目の消費者行政推進費といたしまして、新年度からは新たに目を起こしまして、こちらの概要書にはございませんが、予算書の152ページの方でございますが、目予算額として227万9,000円の計上をいたしました。そして、消費生活や多重債務に悩む方に対処すべく消費生活専門相談員の資格を有する者の手当を、従来、賃金でありましたものから、報酬へと組み替えをして、そのほかに需用費やパソコン等の備品購入費の計上をして充実を図ったものでございます。

1枚はねていただいて、53ページの方をお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目の道路新設改良費におきましては、測量設計等委託料ということで4,300万円予算計上をしております。

1枚はねていただいて、54ページをお開きください。

3目の渡船業務運営費におきまして、こちらもちよつと概要書では記載をさせていただいておりませんが、予算書でいいますと158ページでございますが、これにつきましては過日の全員協議会でも御報告させていただきましたように、平成22年4月1日より日原・葛木渡船の運用方法が見直しをされまして、年間を通じて土曜・日曜・祝日及び毎週平日の1日の運営となりましたことから、3目の渡船業務運営費の予算項目が対前年度比48%減の703万8,000円の予算計上となっております。

その下段の方へお目を移していただきたいと思ひます。

3項の都市計画費、1目の都市計画総務費におきましては、勝幡駅周辺整備工事実施設計委託料740万円、また勝幡駅周辺の整備を図るため、公社からの買い戻し分、土地購入費といたしまして、こちらの概要書には4億5,108万円記載がございますが、このうちの4億4,708万2,000円を予算計上いたしております。

以上、よろしくお願ひをいたします。次は消防長より御説明を申し上げます。

○消防長（水野仁司君）

それでは、消防費について御説明申し上げます。

55ページをごらんいただきたいと思ひます。

まず、1目の常備消防費の関係でございます。需用費の一般消耗品で、火災予防関係の主なものといたしまして、懸垂幕を作成して庁舎西の広報塔に掲示いたしまして、火災予防を呼びかけます。また、中ほどにございます住宅用火災警報器普及啓発費といたしまして、のぼり旗を作成し、市内の主要施設に掲示をして住宅用火災警報器の普及・啓発に努めるものでございます。

警防関係のセパレート型防火衣の個人貸与につきましては、5年計画の4年目に入り、24名分373万5,000円を計上させていただいております。

救急関係につきましては、救急業務の中での使用資機材と年間およそ1,000人を対象とする講習関係の経費で172万9,000円をお願いするものでございます。

はねていただきまして、印刷製本費の住警器設置推進パンフレットでございますが、市内に全戸配布いたしまして、火災による被害の軽減、死者の発生を防ぐものでございます。

庁舎修繕の分署仮眠室修繕につきましては、衛生面に配意し、分署1当務勤務員の10人が個別に仮眠できるベッドを配置するため、会議室を仮眠室に改修する経費としてお願いをするものでございます。

一般修繕の消防研修センタースピーカー増設につきましては、放送設備のない研修センターにスピーカーを設置いたしまして緊急出動に万全を期すものであります。

次に、58ページをごらんください。

備品の購入であります。救急備品といたしまして市内の9施設に新たにAEDを設置いたしまして、バイスタンダーによる救命率の向上を図るものでございます。

通信備品につきましては、5年ごとに更新しております緊急通報システムセンター設備を含め304万円計上させていただきました。

59ページの負担金であります。消防学校等教育負担金につきましては、救急救命士1名の養成を含め、延べ37人の職員に教育を受けさせ、専門的な知識・技術の向上を図るものでございます。

次に、2目の非常備消防費につきましては、消防団の活動費及び施設の維持管理費等でございます。本年は、愛西市消防団が愛知県消防操法大会に出場いたしますので、訓練手当、資器材の購入、あるいは大会当日会場までのバスの借上料等、必要経費を計上させていただいております。

61ページの消防施設費であります。消防水利整備といたしまして消火栓10基、耐震性貯水槽1基を整備し、消防水利の充実を図るものでございます。火の見やぐら等解体工事につきましては、20年度から進めております事業でございます。400万円計上させていただきました。

消防費につきましては以上でございます。続いて教育部長から御説明申し上げます。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは、教育費の主なものについて御説明させていただきます。

概要書62ページをお開きいただきたいと思います。

第1項教育総務費、1目の教育委員会費でございますが、上から3段目でございます情報教育アドバイザー事業を、昨年は中学校、小学校ともお願いをいたしておりましたが、今年は小学校児童のコンピューター操作の指導補助ということでお願いをいたしております。

1段飛びまして、適応指導教室スマイルの関係でございますが、実情に合わせまして660万5,000円をお願いいたしております。

次に1段飛びまして、特別支援教育支援員配置委託料でございますが、障害児童・生徒の学校生活支援のための費用でございます。1,678万5,000円をお願いいたしております。5校に配置予定をいたしております。

続きまして64ページになります。工事費でございますが、建物の耐震補強工事では、本年度で最後になりますが、佐屋小学校、佐屋西小学校、市江小学校、西川端小学校の4校で耐震補強工事を計画させていただきました。事業費といたしましては4億5,715万7,000円でございます。

続きまして、その下の公有財産購入費でございます。佐屋小学校、永和小学校で借地をいたしております土地、位置につきましては、本日資料の方で配付をさせていただきました。土地の所有者より買い取り要望がございまして、佐屋小学校で面積179.07平米。永和小学校、面積280.99平米をお願いするものでございます。

続きまして少し飛びますが、68ページをお開きいただきたいと思います。

一番下の方でございますが、愛西市・サクラメント愛知県人会等交流事業委託金でございます。中学生並びに一般の方を派遣するため、隔年で計上をいたしました。680万円でございます。

続きまして74ページをお開きいただきたいと思います。

下から2段目になりますが、5校の学校給食管理費の委託料の中で、学校給食調理等委託料

8,900万5,000円を計上させていただきました。今年から八開給食センターも給食調理業務が委託となってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で一般会計の説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（加賀 博君）

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。

再開は、午後1時30分再開といたします。よろしくお願ひします。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第23号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第19・議案第23号：平成22年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、上程となりました議案第23号：平成22年度愛西市土地取得特別会計予算について御説明申し上げます。

概要書の76ページ、77ページをお願ひいたします。

平成22年度の土地取得特別会計予算の総額といたしましては、歳入歳出それぞれ3億2,736万4,000円でございます。前年度比といたしましては8.4%の増額予算となっております。

歳出でございますけれども、1款土地開発基金費で、学校給食センター用地に係ります土地売り払い分2,536万4,000円と基金利息256万3,000円を基金に積み立てるものでございます。

2款土地取得費におきましては、公共事業用といたしまして先行取得できる物件が生じれば購入したいという考えのもとに2億9,943万7,000円の予算計上を行いました。

歳入といたしましては、基金利息及び不動産売り払い収入と土地開発基金からの借入金2億9,943万7,000円を財源として計上をさせていただきました。

以上で、土地取得特別会計の予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第24号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第20・議案第24号：平成22年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、議案第24号：平成22年度愛西市国民健康保険特別会計予算について御説明をさせていただきます。

概要書の78ページでございますが、こちらにつきましては国保会計の事業勘定でございます。予算総額におきましては70億851万9,000円で、前年対比97.5%になりました。

事業勘定の歳入におきましては、国民健康保険税、交付税などの所定の算定基準に基づきまして計上をさせていただいております。

歳出におきましては、老人保健拠出金で、後期高齢者医療制度に移行した後の3年目で、最終年度となりまして大きく減っております。高齢者の医療費の伸びで、後期高齢者支援金等は9億2,569万1,000円と増加をしております。

続きまして、直営診療施設勘定におきましては85ページでございますが、1億5,777万5,000円で、前年対比97%となっております。直営診療施設勘定におきましては、診療収入が減っております。運営準備基金より繰り入れをいたしまして予算の作成をさせていただきました。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第25号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第21・議案第25号：平成22年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

続きまして、議案第25号：平成22年度愛西市老人保健特別会計予算について説明をさせていただきます。

概要書の90ページでございますが、総額につきましては628万3,000円と、前年対比20.8%と大きく減っております。理由といたしましては、平成20年度より後期高齢者医療制度に移行しまして、医療給付費が480万円と大きく減っているためでございます。医療費の過誤分の支払いのため、この会計が残ってございましたが、22年度で最終年度になります。

以上、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第26号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第22・議案第26号：平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

続きまして、議案第26号：平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について説明を申

し上げます。

概要書の92ページでございますが、この会計の総額につきましては6億83万7,000円で、前年比109.4%となっております。保険料分に係る広域連合納付金がほとんどを占めておりまして、5億9,043万8,000円を計上させていただきましたので、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第27号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第23・議案第27号：平成22年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは93ページをごらんいただきたいと思います。こちらから介護保険特別会計の予算でございます。

保険事業勘定の予算総額につきましては35億957万4,000円でございます、前年比2.7%の増となっております。主な内容につきまして説明をさせていただきます。95ページをごらんいただきたいと思います。

下段のところでございますが、委託料で、第5期介護保険事業計画等策定準備委託料ということで、第5期の介護保険事業計画の策定準備に22年度から入ることになっております。

はねていただきまして97ページでございますが、保険給付費でございます。31億2,005万3,000円でございますが、事業計画、高齢者等の推移、過去の実績等に基づき必要な予算額を計上させていただいております。

続きまして、サービス事業勘定でございます。101ページをごらんいただきたいと思います。

サービス事業勘定の予算総額につきましては4,181万8,000円で、前年比22.1%と大幅な減となっております。これにつきましては、佐屋老人福祉センター並びに佐織デイサービスセンターを指定管理者による管理委託といたしましたことによりまして、大幅な減となっているものでございます。

はねていただきまして102ページ、居宅サービス事業費ということで、佐屋、佐織のデイサービス分が少し残っておりますが、これは21年度の介護給付費の請求事務が若干残りますので計上してあるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第28号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第24・議案第28号：平成22年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

議案第28号：平成22年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について御説明させていただきます。

概要書の103ページから載せてございますので、ごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出の総額としましては8億2,265万9,000円を計上させていただいております。総額では、対前年比で5,897万3,000円、6.7%の減額になっておりますが、台帳データの整備の完了、及び処理場備品、並びにオーバーホールなどの修繕費の減額が大きな要因でございます。

主なものとしまして、104ページをお願いいたします。

1目事業費の委託料のうち、概要書には載せてございませんが、前年と比較しまして立田地区の台帳データ整備が完了しましたので減額となっております。また、処理場備品につきましても減額となっております。なお、補助金としまして、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金100万円を新たに設けております。

2目施設管理費の修繕料につきましては、四会地区のオーバーホールを予定させていただいております。

委託料につきましては、佐屋、立田の各管理組合への維持管理請負料、それから八開の施設維持管理委託料を計上してございます。

次に、105ページのコミュニティ・プラント事業として、佐屋の永和台地区管理組合分の予算を計上させていただいております。

農業集落排水事業につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第29号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第25・議案第29号：平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

続きまして、議案第29号：平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

概要書の106ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出の総額としましては10億9,091万6,000円を計上させていただいております。総額では、対前年比で3億6,878万5,000円、25.3%の減額になっておりますが、管路布設工事とそれに伴います水道移設等の補償費の減によるものでございます。また、3月末の供用開始に伴いまして、新たに今回項目を設けております。

歳入では、1款の分担金及び負担金、2款の使用料及び手数料を追加させていただいております。

歳出では、1款の事業費を総務費に変更しまして、2款の公共下水道管理費、3款の公共下

水道建設費、並びに4款の流域下水道事業費をそれぞれ追加し、これまでの基金積立金につきましても総務費に組み替えをしておりますので、よろしく願いいたします。

主な内容につきましては、次の107ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、字句の訂正をお願いいたします。事業名の中で負担金とございますが、補助金に訂正をお願いいたします。

総務費で、供用開始に伴いまして補助金で、水洗便所等の改造資金の利子補給と浄化槽の雨水貯留施設への転用費補助金を計上してございます。また、貸付金として水洗便所等の改造資金の預託金を新たに計上させていただいております。

次に108ページで、公共下水道管理費の需用費としまして修繕料を、委託料としまして特定事業所等の水質分析委託料、並びに汚泥清掃委託料を新たに計上させていただいております。

また、公共下水道建設費の委託料としまして、汚水適正化処理構想策定委託料、並びに全体計画見直し委託料を計上してございますが、これらにつきましては上位計画と並行して実施するものでございますので、よろしく願いをいたします。

次に109ページの流域下水道事業費の日光川下流流域下水道の維持管理費負担金、資本費負担金、並びに財団法人愛知水と緑の公社への出捐金につきましても、新たに計上させていただいております。

なお、2款、3款、4款の前年度予算額につきましては、比較のために載せてございますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第30号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第26・議案第30号：平成22年度愛西市水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

続きまして、議案第30号：平成22年度愛西市水道事業会計予算について御説明させていただきます。

この水道事業につきましては、大変恐れ入れますが予算書の215ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条、総則としまして、平成22年度愛西市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとするとしまして、給水戸数は9,685戸、前年比80戸増でございます。年間総給水量は327万立方メートル、対前年比2万立方メートルの増でございます。1日平均給水量は8,959立方メートル、対前年比55立方メートルの増とするものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、収益的収入及び支出の予定額は次のと

おりと定める。

収入として、第1款第1項営業収益4億3,845万1,000円。

第2項営業外収益126万4,000円、第3項特別利益1万3,000円。

支出としまして、第1款第1項営業費用4億7,393万9,000円。

第2項営業外費用1,178万8,000円、第3項特別損失464万8,000円。第4項予備費500万円とする赤字予算を組まさせていただきます。

次に、1枚はねていただきまして、第4条の資本的収入及び支出でございます。収入として、第1款第1項分担金940万円、第2項工事負担金6,300万円、第3項他会計出資金157万5,000円、第4項企業債1億円。

支出としまして、第1款第1項建設改良費2億4,289万3,000円、第2項企業債償還金794万6,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,686万4,000円につきましては、積立金794万6,000円、過年度分損益勘定留保資金5,803万4,000円、当年度分消費税資本的収支調整額1,088万4,000円で補てんするものでございます。

次の第5条では、企業債の限度額を1億円と定めるものでございます。

次の第6条では、一時借入金の限度額を2,000万円と定めるものでございます。

次の第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費6,369万1,000円を定めております。

次の第8条では、たな卸資産の購入限度額を517万8,000円と定めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

次の219ページから実施計画、資金計画、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書を掲載させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、主な内容につきましては、また概要書の方に戻っていただきます。111ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、収益的支出でございますが、内容的には昨年と同様で大きく変わっておりませんが、ふえているものでは、原水及び浄水費の修繕費が浄水場の機械機器を維持するための定期的な修繕費として218万円ほどの増額をしております。

また、大きなものとしましては112ページで、受水費として1億9,728万2,000円の県営水道の購入費がございます。

次に、はねていただきまして114ページで、減価償却費と資産減耗費として八開浄水場の施設更新に伴います固定資産の除却費を増額計上させていただいております。

次に、115ページの資本的支出でございますが、主なものとしましては建設改良費の工事請負費で、八開浄水場の施設更新工事1億2,705万円、公共下水道工事に伴います工事費6,300万円を計上しております。

また、営業設備費で、定期取りかえのための量水器の払い出し費用として493万1,000円を計上しております。

以上簡単ではございますが、22年度予算の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく
お願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・陳情第1号から日程第29・陳情第3号まで（提案説明）

○議長（加賀 博君）

お諮りいたします。日程第27・陳情第1号：民間保育所運営費の一般財源化に関する国への  
意見書採択についての陳情についてから、日程第29・陳情第3号：「永住外国人への地方参政  
権付与法に反対」の意見書の提出を求める陳情についてまでを一括議題とし、会議規則第36条  
第3項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・選挙第1号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第30・選挙第1号：海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを議題といた
します。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（服部秀三君）

それでは、海部地区環境事務組合議会議員の選挙について御説明いたします。

海部地区環境事務組合議会議員には、現在、柴田義継議員、加藤敏彦議員に御活躍いただい
ておりますが、任期満了日が平成22年3月31日となっております。そのため、今回改選をお願
いするものでございます。

なお、任期は平成24年3月31日まででございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第6号から日程第37・議案第13号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第31・議案第6号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数  
の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、議案第6号について御説明申し上げます。

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第13条第1項の規定により、平  
成22年3月21日をもって七宝町、美和町及び甚目寺町を脱退させ、同年3月22日からあま市を  
加入させ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、同年3月21日を

もって公立尾陽病院組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、愛知県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から七宝町、美和町、甚目寺町及び公立尾陽病院組合を脱退及びあま市を加入させ、愛知県市町村職員退職手当組合を変更することについて協議するため必要であるからでございます。

はねていただきまして、愛知県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約ということで、愛知県市町村職員退職手当組合同約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組合同約第1号）の一部を次のように改正するというので、恐れ入りますけれども、議案第6号資料をごらんいただきたいと存じます。

別表第1でございますけれども、これにつきましては、組合に加入しております市町村名等が列記されております。本年3月22日に七宝町、美和町、甚目寺町の3町が合併で市制施行するのに伴いまして、改正前の上から3行目、4行目の3町並びに6行目の公立尾陽病院を脱退させて、改正後の2行目みよし市の次でございますけれども、3行目にあま市を加えるために改めるものでございます。

はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

同様な理由によりまして、別表2におきましては、組合議員の選挙区を改めるものでございまして、先ほど説明させていただきました3町が市制施行によりまして、議員の選挙区が第3区から第1区に改めるものでございます。

お戻りをいただきまして、附則第1項でございますけれども、平成22年3月22日から施行するものでございます。

第2項につきましては、現在、在職されておられます議員につきましては、次の一般選挙が行われる間につきましては、引き続き議員をお務めいただく規定でございます。

以上が議案第6号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、議案第6号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

22番・永井千年議員。

#### ○22番（永井千年君）

公立尾陽病院のことについて何か資料をお手元に持ってみえればお尋ねをしたいんですが、大治町とあま市を構成する市町村との関係については、手続的にはこれどういうふうになったんでしょうか。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

私どもがお聞きするのは、4町で構成されておりましたけれども、今回この病院があま市立病院として運用されるということで、大治町は抜けられるというようなことで承っております。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、日程第32・議案第7号：海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、第7号について御説明申し上げます。

海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第13条第1項の規定により、平成22年3月21日をもって七宝町、美和町及び甚目寺町を脱退させ、同年3月22日からあま市を加入させ、海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、海部地区水防事務組合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、地方自治法第290条の規定により、海部地区水防事務組合から七宝町、美和町及び甚目寺町を脱退及びあま市を加入させ、海部地区水防事務組合規約を変更することについて協議するため必要があるからでございます。

はねていただきまして、海部地区水防事務組合規約の一部を改正する規約。

海部地区水防事務組合規約（昭和48年3月9日愛知県知事許可）の一部を次のように改正するというので、これにつきましても議案第7号資料の新旧対照表をお願いいたします。

第2条の関係でございますが、組合を組織する団体でございまして、「七宝町、美和町、甚目寺町」の3町を「あま市」に改めるものでございます。

第5条でございますけれども、議員定数を「21人」から「18人」に改めるものでございます。

別表第1でございますけれども、防護対象河川及び海岸の規定でございますけれども、庄内川、新川、五条川、2ページにわたります目比川、蟹江川、福田川、小切戸川の「七宝町」、「美和町」、「甚目寺町」の文言を「あま市」に改めるとともに、蟹江川に係ります美和町の住所の変更による改正でございます。

3ページの中段でございますけれども、別表第2ですが、これにつきましては組合議員の市町村ごとの議員数が列記されておりますけれども、七宝町、美和町、甚目寺町の3町はそれぞれ2名でございましたが、あま市で3名に改めるものでございます。

4ページの中段をお願いいたします。

別表第3でございますけれども、分担金の割合の規定でございます。今回、均等割を「20%」から「15%」に、固定資産税課税標準額を「30%」から「35%」に改めるものでございます。

お戻りをいただきまして、附則といたしまして、この規約につきましては、平成22年3月22日から施行するものでございます。

第2項でございますけど、議員の特例でございまして、議員定数は「21人」から「18人」に

改めることですが、任期満了までの間におきましては、現状のまま21人とするものでございます。

第3項は、分担金の特例でございます。21年度の分担金については変更がないということでございます。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第7号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

別表3、第12条関係の割合を変えたことというのはどういう理由でこういうふうに変えたんでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

この件につきましては、構成市町村が減少することによって額が異なるわけございまして、そういうようなことに基づいて協議がされて、試算された中でこのような分担割合に変更されたということで承っております。

○22番（永井千年君）

要するに人口割50で、均等割と固定資産税標準額の割合を変更したということですが、その理由を、協議した結果調ったというのはわかるんだけど、なぜこういう割合に変更させたのかというのは、わかるように説明していただけますか。

○総務部長（水谷洋治君）

今回、今のこのようなお金を必要といたしますので、3案を出されまして、今申し上げましたように、よほど金額のあまり変更のない、このような負担割合で協議がされて調ったというようなことで、組合の方からは聞いておる次第でございますので、よろしくお願い致します。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

次に、日程第33・議案第8号：愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、議案第8号について御説明をさせていただきます。

愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第13条第1項の規定により、平

成22年3月21日をもって、七宝町、美和町及び甚目寺町を脱退させ、同年3月22日からあま市を加入させ、愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第291条の11の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合から七宝町、美和町及び甚目寺町を脱退及びあま市を加入させ、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議をするため必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のように改正するというので、別表中、「七宝町、美和町、甚目寺町」を「あま市」に改めるということでございます。

参考に、別紙資料新旧対照表をつけさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

附則といたしまして、この規約は平成22年3月22日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひします。

**○議長（加賀 博君）**

次に、議案第8号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、日程第34・議案第9号：海部地区環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

続きまして、議案第9号について御説明をさせていただきます。

海部地区環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について。

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第13条第1項の規定により、平成22年3月21日をもって、七宝町及び美和町を脱退させ、同年3月22日からあま市を加入させ、海部地区環境事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、共同処理する事務を変更するとともに、海部地区環境事務組合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第290条の規定により、海部地区環境事務組合から七宝町及び美和町を脱退及びあま市を加入させ、海部地区環境事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、共同処理する事務を変更するとともに、海部地区環境事務組合規約を変更することについて協議をするため必要があるからでございます。

はねていただきまして、海部地区環境事務組合規約の一部を改正する規約。

海部地区環境事務組合格約（平成12年2月10日愛知県知事許可）の一部を次のように改正するというので、別添の資料の新旧対照表で説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず第2条、組合を組織する地方公共団体でございますが、第4号「七宝町、美和町」を削りまして、「あま市」と変更するものでございます。6号の大治町以下をそれぞれ繰り上げるものでございます。

次に第3条、共同処理する事務でございますが、ここの中で「次に掲げる事務」を「次に掲げる組合市町村（前条第4号に掲げるあま市については、合併前の七宝町及び美和町の区域に限る。）の事務」に変更するものでございます。

続きまして、第5条、組合議員の関係でございますが、第4号「七宝町1人」、第5号の「美和町1人」を削り、第4号、「あま市2人」とし、第6号、大治町以下をそれぞれ繰り上げるものでございます。

次に第6条、第1項の関係、副管理者の数の関係でございますが、副管理者「8人」を「7人」に改めるものでございます。

3号につきましては、副管理者のうち「7人」を「6人」に改めるものでございます。

お戻りいただきまして、附則といたしまして、この規約は平成22年3月22日から施行する。

2号としまして、負担金の特例措置でございますが、平成21年度における組合市町村の負担金については、この規約による変更前の海部地区環境事務組合（以下「変更前の規約」という。）の例による。この場合において、合併により組合を脱退した七宝町及び美和町（以下「合併した町」という。）の負担金については、合併により設置されたあま市（以下「あま市」という。）が継承する。

3号におきましては、平成22年度における組合市町村の負担金については、変更前の規約の例による。この場合において、あま市の負担金は、変更前の規約により算出された合併した町のそれぞれの負担金の額を合算した額とする。

以上でございます。よろしくお願ひします。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、議案第9号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

22番・永井千年議員。

#### ○22番（永井千年君）

ごみは甚目寺と七宝、美和と二つの地域に分かれて一つの市がやることになるということですが、これは将来にわたってどういう構想になっているのかということについては説明があるんでしょうか。今回はそういう改正はないですけれども、将来変わることはあり得るのかどうかだけ説明があれば、説明してください。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

今のところそのようなお話はまだ伺っておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて質疑を終結いたします。

次に、日程第35・議案第11号：海部地区急病診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

続きまして、議案第11号について御説明をさせていただきます。

海部地区急病診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第13条第1項の規定により、平成22年3月21日をもって、七宝町、美和町及び甚目寺町を脱退させ、同年3月22日からあま市を加入させ、海部地区急病診療所組合を組織する地方公共団体の数を減少し、海部地区急病診療所組合規約を次のとおり変更することについて議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第290条の規定により、海部地区急病診療所組合から七宝町、美和町及び甚目寺町を脱退及びあま市を加入させ、海部地区急病診療所組合規約を変更することについて協議するため必要があるからでございます。

はねていただきまして、海部地区急病診療所組合規約の一部を改正する規約。

海部地区急病診療所組合規約（昭和61年海部地区休日診療所組合規約第1号）の一部を次のように改正するというので、別紙資料におきまして説明をさせていただきます。

第2条でございますが、組合を組織する地方公共団体の第3号を「あま市」に改めまして、第4号「美和町」、第5号「甚目寺町」を削って、第6号大治町以下を繰り上げるものでございます。

続きまして第5条、議員定数でございますが、組合議員の定数を「10人」から「9人」に改めるものでございます。

第2項第3号につきましては、「あま市2人」に改正し、第4号「美和町」、第5号「甚目寺町」を削りまして、第6号大治町以下をそれぞれ繰り上げるものでございます。

続きまして第6条でございますが、組合の執行機関の関係でございますが、こちらにつきましては、副管理者「7人」を「5人」に改めるものでございます。

お戻りいただきまして、附則でございますが、施行期日、この規約は平成22年3月22日から施行する。経過措置といたしまして、2号でございますが、改正後、海部地区急病診療所組合規約第5条第2項の規定により、あま市から選出される議員の定数は、同項の規定にかかわらず3人とし、任期については平成23年3月31日までとする。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第11号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、日程第36・議案第12号：海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは、議案第12号の説明をさせていただきます。

海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海部地方教育事務協議会規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成22年3月21日をもって七宝町、美和町及び甚目寺町を海部地方教育事務協議会から脱退させることとし、海部地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更することについて議決を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、海部地方教育事務協議会から七宝町、美和町及び甚目寺町を脱退させることに伴い、同協議会を設ける地方公共団体の数を減少させ、及び海部地方教育事務協議会規約の一部を変更する協議について、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決が必要であるためでございます。

海部地方教育事務協議会規約の一部を改正する規約について説明させていただきますが、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

第3条の関係でございますが、協議会を設ける市町村でございます。改正前の七宝町、美和町、甚目寺町を削り、大治町、蟹江町、飛島村をそれぞれ繰り上げるものでございます。

次に、第6条関係でございますが、委員の数を「18名」から「12名」にするものでございます。

恐れ入ります。戻っていただきまして附則でございます。この規約は、平成22年3月22日から施行する。

2. 海部地方教育事務協議会規約は、この規約によってまず改正され、次いでこの規約以外の平成22年3月22日から施行される海部地方教育事務協議会規約の一部を改正する規約の規定によって改正されるものとするということになっております。これにつきましては、一部事務組合の規約の変更につきましては、合併特例法の規定によりまして、地方公共団体の増減につきましては一括処理ができますが、この海部地方教育事務協議会の規約変更につきましては、地方自治法の規定でございますので、このような手続となっております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第12号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、日程第37・議案第13号：海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び海部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題とします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○教育部長（藤松岳文君）**

それでは、議案第13号の説明をさせていただきます。

海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び海部地方教育事務協議会規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成22年3月22日にあま市を海部地方教育事務協議会に加入させることにし、海部地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更することについて議決を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、海部地方教育事務協議会にあま市を加入させることに伴い、同協議会を設ける地方公共団体の数を増加させ、及び海部地方教育事務協議会規約の一部を変更する協議について、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

第3条の協議会を設ける市町村のところで、(4)の「あま市」を加えるものでございます。また、大治町、蟹江町、飛島村をそれぞれ繰り下げるものでございます。

次に、第6条でございます。委員の数を「12名」から「14名」に変えるものでございます。

戻っていただきまして附則でございますが、この規約は、平成22年3月22日から施行するとなっております。よろしく願いをしたいと思います。

**○議長（加賀 博君）**

次に、議案第13号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

22番・永井千年議員。

**○22番（永井千年君）**

この二つの12号と13号の関係がちょっとよくわからないんですが、12号もまだ決まっていないですね。決まったことを前提にしてまた13号加入というのがちょっとよくわからないんですが、これは事務的に言うとうどういうことになるんでしょうか。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

私の方から説明をさせていただきます。

先ほど部長が申しましたように、協議会に関しては、地方自治法の規定によってこういった

構成する市町村をふやしたり減らしたりする増減をそれぞれ議会の承認が要するというところでございます。したがって、今永井議員がおっしゃるように、まだ減の方の議決が得ていないのに増の議案をとということでございますけれども、当然減の方の議案が否決されれば、増の方も当然否決ということになるかと思っております。ただ、地方自治法の第252条の6でございますけれども、この条文を読みますと、協議会を設ける普通公共団体の数を増減し、もしくは協議会の規約を変更する場合は第252条の2第1項から3項までの例によってしなければならないという項目がございます、これに従って両方を同時に議会の方へお諮りするということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第6号から議案第9号、議案第11号から議案第13号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第9号、議案第11号から議案第13号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第6号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第6号を採決いたします。

議案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第7号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第7号を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第8号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第8号を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第9号の討論を行います。

反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第9号を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決決定といたします。  
次に、議案第11号の討論を行います。  
反対討論の発言を許します。  
御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。  
次に、賛成討論の発言を許します。  
御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。  
次に、議案第11号を採決いたします。  
議案第11号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決決定といたします。  
次に、議案第12号の討論を行います。  
反対討論の発言を許します。  
御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。  
次に、賛成討論の発言を許します。  
御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。  
次に、議案第12号を採決いたします。  
議案第12号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決決定といたします。  
次に、議案第13号の討論を行います。  
反対討論の発言を許します。  
御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。  
次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第13号を採決いたします。

議案第13号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・諮問第1号（提案説明・質疑・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第38・諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出、市長名であります。

記といたしまして、住所、愛西市山路町中村76番地、氏名、堀田重孝、昭和23年8月24日生まれ。諮問理由といたしまして、任期が平成22年6月30日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。引き続いてお願いをするものでございます。履歴書も添付をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、諮問第1号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。諮問第1号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月9日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時30分 散会